

次期総合計画について（説明資料） ～総合計画特別委員会で取りまとめた意見～

総合計画とは、将来のまちづくりの基本理念や目指すべき都市像と、その都市像を実現させるための施策などを示すもので、自治体が行っている都市整備基盤や福祉など、さまざまな施策のもとになるものです。

新潟市では、現在の総合計画が平成26年度で終了となるため、平成27年度から平成34年度までの8年間の期間とする次期総合計画を策定することとしたため、市議会では総合計画特別委員会を設置して、総合計画について調査・研究を行いました。

総合計画特別委員会では、人口減少、少子・超高齢社会を迎える転換期の総合計画であり、新潟市が抱える課題にどう立ち向かうかという観点から、4つの分科会を設置し、目指すべき都市像や将来の基本目標、まちづくりの方向性や盛り込むべき施策について調査・研究を行いました。

●資料1ページについて

次期総合計画の策定にあたり、新潟市を取り巻くメガトレンド・社会経済情勢からみた課題として、人口減少、少子・超高齢化があります。これらの課題に対応し、「持続可能なまちづくり」に向けての人口対策、「新潟のミッション」を果たすための国土強靱化、「市政創造・自治の深化」に向けてコミ協・社協・NPOなど地域との連携・協働などの取り組みについて、次期総合計画で定めることとしています。

次期総合計画の策定にあたり、分科会で取りまとめた意見

- ◎ メガトレンドである人口減少対策などは組織横断的な対応が必要であることから、主導する専門の組織編成を進めるべきであり、8区制の検証、見直しを進めた上で、地域再生と個性ある地域づくりに向けた予算配分で権限を拡大し、活性化を図ることが必要。
- ◎ 市民が望むものが何かを的確に捉えた上で施策を立案し、政策主導の予算編成とはいえ、後づけの理由が目立つイベント重視の政策は慎むべき。

●資料2ページについて

人口減少、少子・超高齢化に関する新潟市を取り巻く状況として、将来推計人口は平成37年には約76万人となり、平成22年に比べて約5万2千人の減少、生産年齢人口にいたっては、約7万人も減少すると推計されています。

さらに人口減少が見込まれる状況にあって、右下の表のとおり、高齢者数及び高齢化率

は年々上昇し、平成37年には約24万人、31.5%、平成52年には約25万人、37.3%になると推計されています。

一方、左下の表の新潟市の合計特殊出生率は、平成24年は1.30であり、全国平均の1.41及び新潟県平均の1.43を下回っている状況にあります。

また、右上の表の新潟市の高齢者単身世帯数と割合の推移を見ると、昭和60年には65歳以上の単身世帯は約4,800世帯、世帯数の11%であったものが、平成22年には約2万3千世帯、世帯の24.1%となっており、増加傾向にあります。

新潟市ではこのような人口減少、少子・超高齢化の課題に対応するために、資料の3ページ以降に記載の取り組みを行ってきました。

●資料3ページ「少子化対策」について

「こどもたちの健やかな育ちの支援」として、「安心して妊娠・出産できる環境の整備」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」などの取り組みを行っています。

子育て支援関係について、分科会で取りまとめた意見

- ◎ 「子供は社会の希望、宝」との認識を強め、多世代が交流できる居場所の確保や、子育てについてのさまざまな情報を得られるシステムの構築など、子育て世帯が孤立せず、社会全体で子育てをする環境を整備することが必要。
- ◎ 子育てに関する補助や支援、保育所整備など直接的な行政サービスだけでなく、企業の子育て支援の体制を支えていくなど、間接的なアプローチも見直すべき。
- ◎ 子育て支援は、全庁横断的に対応し、統括する部局の立ち上げを検討するなど、少子化対策・子育て支援施策を一体的に推し進め、コーディネート機能を併せ持つ組織の構築を図るべき。
- ◎ 子供の人権保障の環境整備に貧困対策を位置づけ、低所得などによる貧困の現状を丁寧に把握し、貧困の連鎖解消に向けた対策が必要。

ワーク・ライフ・バランスの推進について、分科会で取りまとめた意見

- ◎ 官民の協力体制を更に強化し、社会全体でワーク・ライフ・バランスの重要性を理解した中で、一人ひとりが多様なライフスタイルを持つことが可能な仕組みづくりを実現されたい。
- ◎ 子供が社会の財産であるという認識を社会全体で共有することが大事であり、そのことが男性の育児参加等に繋がっていく。
- ◎ 子育て環境の変化への柔軟な対応、経済的・精神的負担感の軽減、多様な保育サービスの提供、育児休業後の職場復帰のサポート、労働時間の弾力化、男女共同参画の推進など、育児と仕事を両立させるための周囲の理解と雇用環境の改善が必要。

●資料4 ページ「人口流出」について

年齢階層別・理由別県外転入・転出者の状況については、職業では20歳代全般、特に20歳から24歳の県外への転出が目立ち、30歳代以降では、転入・転出の人数がほぼ同数となっています。また職業を理由とした人口移動が、転入・転出全体に大きく影響しています。学業では、15歳から19歳は転出超過となっていますが、22歳から44歳では転入超過となっています。

本県の人口動態については、転入・転出などによる社会減少は平成9年から、出生・死亡などによる自然減少は平成11年から続いています。減少幅は、平成19年から7年連続で拡大しており、平成20年からは自然減少数が社会減少数を上回っています。

県内市町村の平成22年から平成52年の人口減少率については、人口減少率が10%以上20%未満と低いのは、新潟市と聖籠町、弥彦村であり、粟島浦村や阿賀町、出雲崎町、関川村、佐渡市では40%以上と見込まれています。

●資料5 ページ「今後の医療と介護のあり方」について

「長寿社会を健康でいきいきすごす」として、「スマートウェルネスシティに向けた取り組み」や「健康寿命延伸に向けた支援」などの取り組みを行っています。また「適切な地域医療の確保」として、「在宅医療ネットワークの構築」の取り組みも行っていきます。

全体について、分科会で取りまとめた意見

- ◎ 行政サービスの受益のみに頼らず、市民が自ら考え行動し、自助・共助・公助という形でそれぞれの役割を担う新しい地域社会の構築に向けた指針を盛り込むべき。
- ◎ 人口減少の影響を最小限に食い止める施策を遂行するため、現実を直視し、これまでの常識にとらわれない新たな取り組み、ルールづくりが必要。

健康で安心して暮らせるまちづくりについて、分科会で取りまとめた意見

- ◎ 高齢者を「単に守られるべき対象」とせず、「知恵と経験豊かな価値ある社会的リソース」として捉え、職能を活かした新たな社会参画を促すことが必要。
- ◎ 少子高齢時代への人口構成の変化を捉え、働く意欲を持つ高齢者や生活弱者等の就労や職業能力の向上を支援し、街の活力や健康寿命の延伸につなげていくべき。
- ◎ 企業に従業員の健康管理の責任の一端を担ってもらえる施策を考えていくべき。

●資料6 ページ「中心市街地の活性化」について

「本市の魅力づくりと交流人口拡大に向けて」として、「まちなかの再生」や「魅力の創造・発信」などの取り組みを行っています。また「各区を活かした賑わうまちなか」として、「各区のまちなかの活性化」の取り組みを行っています。

分科会で取りまとめた意見

- ◎ 再生可能エネルギーを地元中小企業の雇用などに結びつけ、地域経済・産業を活性化し、地域循環型の経済システムの構築を目指すべき。
- ◎ 中心市街地の活性化・みなとまちイメージの発信について、民間活力の活用などの大胆な発想のもと、各区の中心市街地を含めたオール新潟の活性化を図るべき。

●資料7ページ「地域産業の振興」について

「既存産業の活性化と成長産業の育成」や「がんばる農家への支援」などの取り組みを行っています。

分科会で取りまとめた意見

- ◎ 地域の魅力の掘り起こしと国内外からの誘客について、東アジアを中心とした国際社会へ対応すべく、地域が育んだ歴史文化、ホスピタリティーを生かした都市型観光振興や、農と田園を生かしたニューツーリズムの振興などが必要。
- ◎ 食や農・漁業を地域社会に根づかせることは、循環型農業の生産環境を守り、発展させるために不可欠であり、その実現が本市の重要な責任である。地域農業と集落、国土や環境を維持し、農家を支える役割を果たすことが必要であり、国家戦略特区やニューフードバレーだけでなく、農業、畜産、漁業の人材育成や経営基盤の強化などについても方向性を示すことが必要。
- ◎ 農業の生産性向上と農産物・食品の高付加価値化及び農業の国際競争力強化と農業分野での創業・雇用拡大について、国家戦略特区指定の活用の際には、JAなど農業関係団体との連携が必要である。集落営農を基本としつつ、農産品のブランド化や6次産業化、農商工連携などのさらなる推進を図るべき。
- ◎ 国際競争力を高めるためには、積極的な海外輸出を視野に、農業分野で国際的に戦える農業法人の起業等の支援、農産品の加工などによる高付加価値化のほか、物流・農業関連技術、PR強化とともにマーケティングが必要である。関税等を含めた諸問題を解決し、輸出の拡大を図っていくべき。
- ◎ 創業という観点だけでなく、担い手となる後継者の育成や耕作放棄地対策にも積極的に取り組むことが必要である。後継者の育成は雇用拡大や食文化の継承にもつながる。

●資料8ページ「雇用」について

「多様な雇用の場づくり」として、「既存産業の活性化と成長産業の育成」や「障がい者雇用の促進」などの取り組みを行っています。

分科会で取りまとめた意見

- ◎ 新たな成長産業の育成と雇用の確保について、魅力ある新たな雇用を創出するために、企業立地の促進とともに、県内外を含めた広域による異業種交流等で、農業、工業などの分野で新たな地場産業を確立すべき。
- ◎ 新たな成長産業の育成だけでなく、既存の地場産業の振興と2本立てによる雇用の確保が必要。外来型の開発よりも、地域の持つ多様な資源や、自治や地域産業の活動を媒介とした内発的な発展を進め、地域循環型の経済システムを構築すべき。

●資料9 ページ「公共交通のあり方」について

「安全・便利な公共交通体系の構築」として、「公共交通の利便性・拠点性向上」や「持続可能な公共交通体系の構築」の取り組みを行っています。また「身近で快適な交通の確保」として、「生活交通確保への支援」の取り組みを行っています。

持続可能な公共交通・生活交通として、分科会で取りまとめた意見

- ◎ 公共交通・生活交通の役割分担の明確化と、まちなか居住の推進強化等により、地域の中で負担なく移動できるまちづくりを目指すべき。
- ◎ 移動したいという目的が必要であり、そう思える魅力あるまちづくりを優先すべき。
- ◎ 収支については、路線ごとではなく面で捉える編成を考えるべき。
- ◎ 路線バス、区バス、住民バス、デマンドタクシーの役割分担が重要であり、地域生活交通を充実させるため、住民の声を反映させることが必要。
- ◎ 路線整備には限界があるため、路線をベースに居住誘導政策を図るべき。
- ◎ 公共交通施策を強力に進め、日常生活のなかで歩く環境を確保することで、健康寿命の延伸も図るべき。